

〔 第 4 編 風水害等応急対策及び復旧・復興対策 〕

第 1 部 風水害等応急対策

第 1 章

災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の伝達

市及び防災関係機関は、大阪管区气象台等の発する警戒レベルが附された気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に伝達、周知するなど被害の未然防止及び軽減のための措置を講じる。

第1 気象予警報等の伝達

1 注意報

気象現象等により災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

一般の 利用に 適合す るもの	種 類		発 表 基 準
	気象注意報	風雪注意報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。
		強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。
		大雨注意報 (注4)	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。
		大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。
		濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。
		雷注意報 (注5)	落雷等により被害が予想される場合。
		乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。
		なだれ 注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。
		着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。
		霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。
		低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。
		融雪注意報 (注6)	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
		着氷注意報 (注6)	著しい着氷により災害の発生するおそれがあると予想される場合。

一般の利用に適合するもの	地面現象注意報 (注7)	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	浸水注意報 (注7)	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。
水防活動の利用に適合するもの	水防活動用気象注意報 (注8)	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
	水防活動用洪水注意報 (注8)	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
	淀川洪水注意報	淀川氾濫注意情報	いずれかの基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 <淀川洪水予報実施要領による。>

2 警報

気象現象等により重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

一般の利用に適合するもの	種類		発表基準
	一般の利用に適合するもの	気象警報	暴風警報
暴風雪警報			雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。
大雨警報 (注4)			大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。
大雪警報			大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。
一般の利用に適合するもの	地面現象警報 (注7)	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	浸水警報 (注7)	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には別表の条件に該当する場合である。

水防活動の利用に適合するもの	水防活動用 気象警報 (注8)	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
	水防活動用 洪水警報 (注8)	洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。
	淀川洪水 予報	淀川氾濫 警戒情報 淀川氾濫 危険情報 淀川氾濫 発生情報	【氾濫警戒情報】 いずれかの基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 【氾濫危険情報】 いずれかの基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。 【氾濫発生情報】 洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。

注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

注3 大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名称(北大阪)」や「大阪府」を用いる場合がある。

注4 土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しており、市町村内における最小値を記載した。なお、基準値に範囲がある場合は最大値を括弧内に記述した。

注5 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられることがある。

注6 融雪及び着氷注意報は、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めない。

注7 気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

注8 一般の利用に適合する大雨、洪水の各注意報・警報もって代える。

(別表) 警報・注意報発表基準一覧表

高槻市	府県予報区	大阪府		
	一次細分区域	大阪府		
	市町村等をまとめた地域	北大阪		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	20	
		土壌雨量指数基準	155	
	洪水	流域雨量指数基準	芥川流域=16.9, 女瀬川流域=8.1, 榑尾川流域=10.4	
		複合基準 ^{*1}	女瀬川流域=(11, 6.6)	
		指定河川洪水予報による基準	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	102	
	洪水	流域雨量指数基準	芥川流域=13.5, 女瀬川流域=6.4, 榑尾川流域=8.3	
		複合基準 ^{*1}	芥川流域=(11, 10.8), 女瀬川流域=(7, 5.9), 榑尾川流域=(11, 6.6)	
		指定河川洪水予報による基準	淀川[枚方], 淀川水系神崎川・安威川[三国・千歳橋]	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm
			山地	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%		
	なだれ	①積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨 ^{*2}		
	低温	最低気温-5℃以下		
霜	4月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下			
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ:平地20cm以上 山地40cm以上 気温:-2℃~2℃			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

^{*1}(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

^{*2} 気温は大阪管区気象台の値。

※表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。

※土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。

※流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。

3 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合である。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

現象の種類	発表基準
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける）

4 気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。

5 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が担当の一次細分区域名（本市は大阪府）を対象に発表される。有効期間は発表から1時間としているが、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表される。

特に、竜巻の目撃情報を得て発表される竜巻注意情報にあつては、別の竜巻が府内や近隣府県で発生する確率が高まることから、同注意情報（【目撃情報あり】）が発表された際には、多様な伝達手段を用いて遅滞無く住民に伝達する。

6 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、府知事に通報するもので、府知事は、市町村長に伝達する。

通報基準は大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発令基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予測している場合には火災気象

通報として通報しないことがある。

7 火災警報

市長は、府知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要により火災警報を発令するとともに、関係機関及び住民に周知する。

8 異常現象発見時の通報

異常現象（火災、堤防等の漏水及び決壊、水位の異常、山崩れ、がけ崩れ、その他災害発生のおそれのある現象）を発見した者は、遅滞なく市長又は警察官に通報しなければならない。

通報を受けた市長は、直ちに府、大阪管区气象台その他の関係機関に通報するとともに、住民に周知しなければならない。

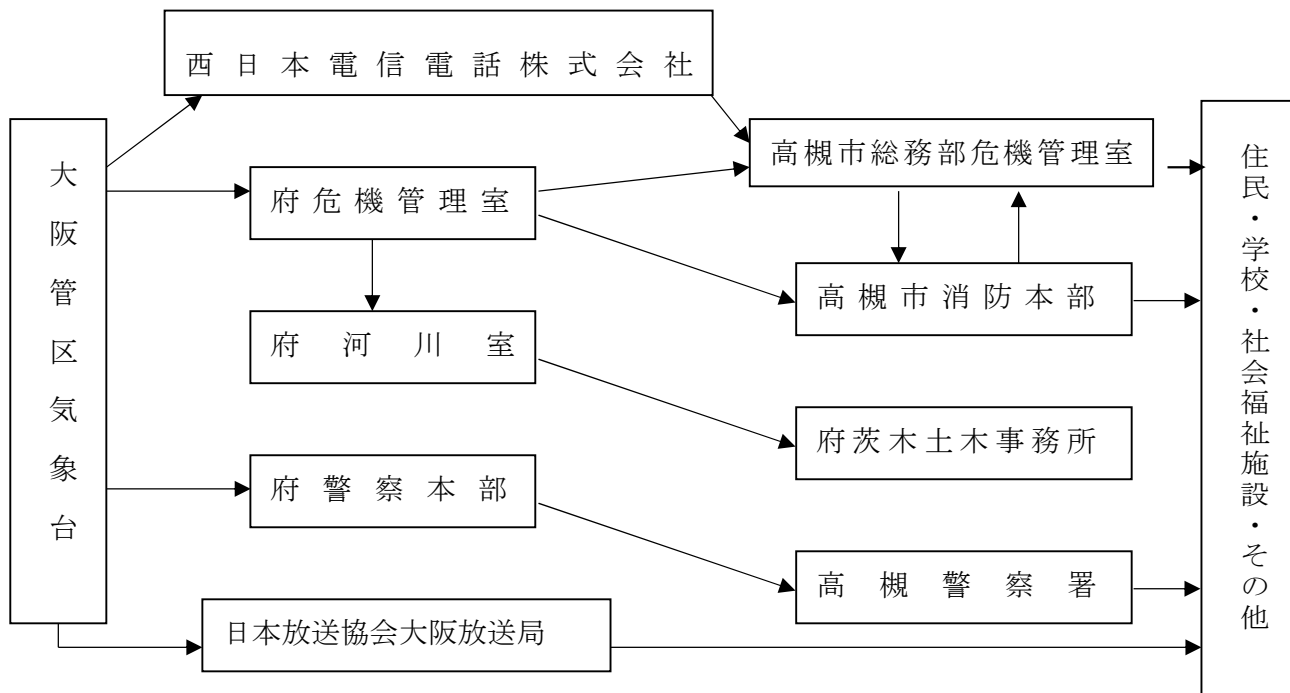
9 ため池水位の通報

ため池の管理者は、ため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれがあることを認めるときは、直ちに市長に通報しなければならない。

市長は前項の通報を受けたときは、直ちに大阪府北部農と緑の総合事務所に通報する。

10 気象予警報等の伝達系統図

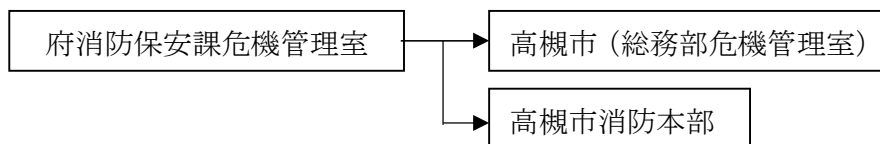
(1) 大阪管区气象台が発表するもの



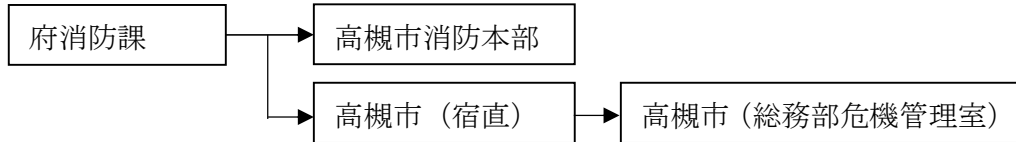
(注) 西日本電信電話株式会社からは警報のみ伝達される。

(2) 府危機管理室からの伝達系統

ア 平常勤務時間内

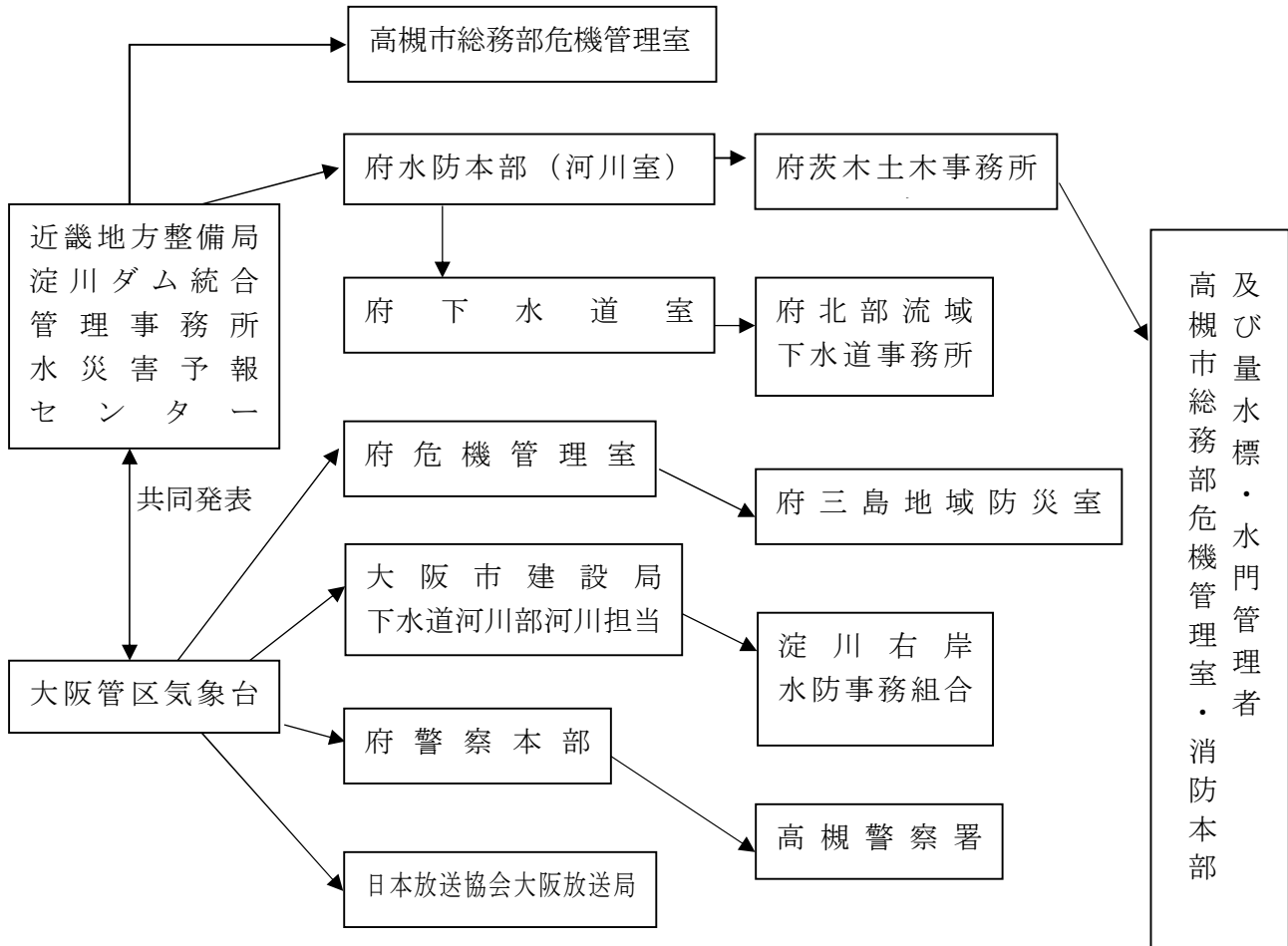


イ 勤務時間外



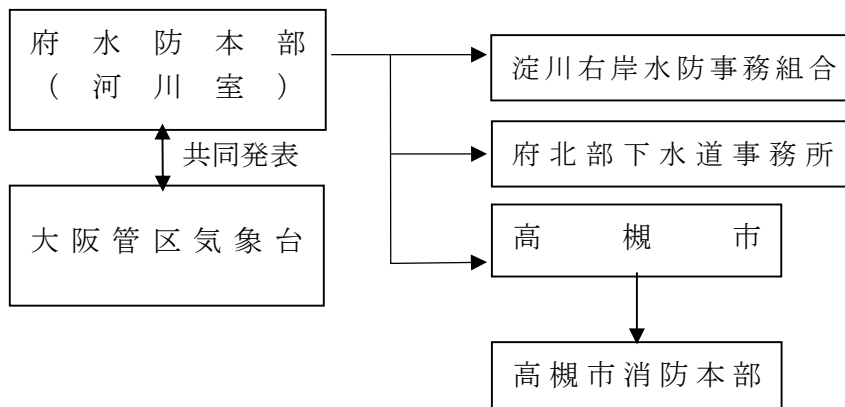
11 洪水予報（淀川、安威川）

(1) 淀川洪水予報淀川洪水予報等伝達系統図



(2) 神崎川・安威川洪水予報

神崎川・安威川洪水予報等伝達系統図



12 水防警報

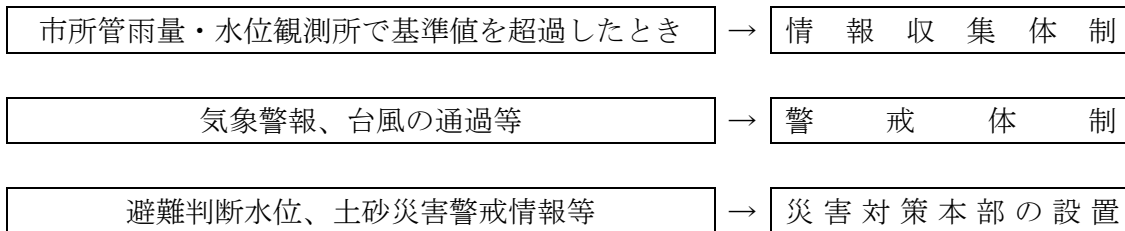
河川による災害の発生が予想される場合に水防活動に関する警報として、淀川については国土交通大臣（淀川河川事務所）が、安威川、芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川については府知事（茨木土木事務所）が水防警報を発令する。

第2節 組織動員

市及び防災関係機関は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害の防御、災害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとる。

第1 市の組織動員配備体制

災害対策の基本



1 情報収集体制

市所管雨量・水位観測所において基準値を超過した場合、情報収集体制をとる。

情報収集体制は、本部事務局、復旧部（消火・救助部は別途配備）において組織するものとし、詳細は各対策部が作成するマニュアル等により規定する。

2 警戒体制

防災関係機関より、災害の発生につながる気象予警報等を受けた場合や、台風の接近時等は、警戒体制をとる。

(1) 警戒体制の組織

市長は、あらかじめ次の各対策部の一部を警戒体制要員として指名しておく。

本部事務局、方面部、復旧部、民生・要配慮者対策部、医療対策部、輸送部、給水部、教育・子ども対策部にて配備。（消火・救助部は別途配備）

(2) 配備場所

配備場所は、平時の（所属）勤務場所とし、災害警戒活動を実施する。

(3) 警戒体制関連部長会議の開催

警戒体制の庶務は本部事務局とし、危機管理監（総務部長）は必要に応じて警戒体制関連部長会議を開催し、災害応急対策の検討を行う。

(4) 所掌事務

- ① 被害情報の収集及び分析に関すること
- ② 大阪府及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- ③ 職員の配備体制に関すること
- ④ 災害対策本部の設置の必要性に関すること
- ⑤ 警戒体制の解散に関すること

3 災害対策本部の設置

市長は、次の設置基準に該当する場合には、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、直ちに市災害対策本部を設置する。

(1) 本部の設置基準

- ① 災害応急対策の実施や、住民への避難情報を発令する場合
- ② 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
- ③ その他市長が必要と認めたとき

(2) 災害対策本部の設置場所

風水害時の災害対策本部は、市庁舎本館内に設置する。

(3) 本部の廃止基準

- ① 本市域において災害発生のおそれが解消したとき
- ② 災害応急対策がおおむね完了したとき
- ③ その他市長が適当と認めたとき

(4) 災害対策本部の組織及び所掌事務

[資料編 資41頁他]

災害対策本部は、本部内に各対策部を組織し、その組織及び所掌事務は、市災害対策本部条例に基づくものとする。

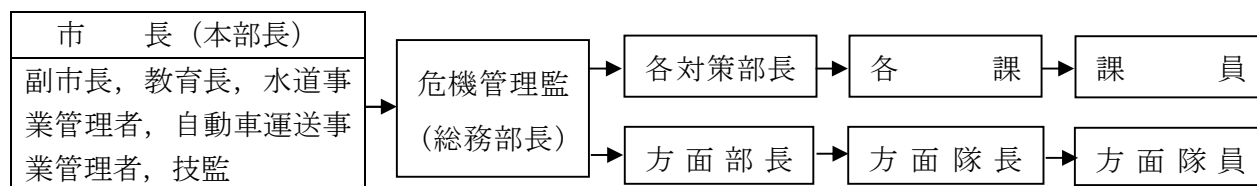
(5) 災害対策本部会議の開催

災害対策本部における最高議決機関として、災害対策本部会議を設置し、本部長、副本部長、副本部長付、技監及び対策部長をもって構成する。災害対策本部会議の庶務は本部事務局が行う。

4 災害対策本部の動員体制

(1) 配備指令

職員の配備は配備区分に従い市長が決定し、指令するものとする。なお、配備指令の伝達は下図のとおりとする。



(2) 配備区分

[資料編 資43頁他]

- ① 災害対策本部は、災害の規模に応じ、次の配備区分による動員配備体制をとる。

配備区分	配備基準	配備方法	配備職員
情報収集体制	市所管雨量・水位観測所において基準値を超過した場合	事前指定	本部事務局、復旧部、消火・救助部の一部
警戒体制	ア 気象警報の発表 イ 台風が近畿地方を通過若しくは通過の予測がある場合	事前指定	警戒体制関連部の一部

災害対策本部 第1次防災体制	ア 河川の水位や土砂災害の危険度が避難勧告等判断・伝達マニュアルにおける避難情報の発令基準に達した場合 イ 土砂災害警戒情報の発表 ウ 特別警報の発表 エ 台風等初期避難場所を開設する場合	事前指定 ア 全ての対策部（若干名） イ 避難勧告等判断・伝達マニュアルにおいて定める方面隊（ただし、台風等初期避難場所開設時は第2方面隊）
		指示 被害状況等に応じて指示する職員
災害対策本部 第2次防災体制	ア 淀川の水位が避難勧告等判断・伝達マニュアルにおける避難勧告の発令基準に達した場合 イ 土砂災害、中小河川の氾濫など市内全域で被害が発生している場合	指示 全職員（再任用短時間職員を含む）

② 配備場所

区	分	配備場所
本部員 本部事務局員		災害対策本部
方面隊員	第1次防災体制	所定の指定避難所又は指定緊急避難場所（原則） ※特別警報の発表のみによる体制の場合を除く
	第2次防災体制	所定の指定避難所又は指定緊急避難場所
その他の職員		それぞれの勤務場所 又は各対策部マニュアルで指定する場所

(3) 配備状況の報告

各課（隊）長は、職員の配備状況を取りまとめ、各対策部長から職員配備Gを経由して危機管理室長に報告する。

(4) 勤務時間内の初動活動

勤務時間内に災害対策本部が設置されたときは、平常の機構を災害対策機構に切り替え、対処する。

- ① 本部員及び本部事務局職員は、災害対策本部を開設、その他の職員は、平常勤務のなかで、状況に応じた配備指令により対処する。
- ② 指定避難所及び指定緊急避難場所を開設する場合は、当該施設職員で開設し、方面隊は速やかに参集する。

(5) 勤務時間外の初動活動

勤務時間外の災害発生時においては、体制が整うまでの間は、消防本部（指令調査室）又は参集した災害対策本部事務局（危機管理室）が情報の収集伝達、府及び防災

関係機関との連絡調整等を行う。

全職員（再任用短時間職員を含む）は、配備指令が出された時は、配備区分に従い速やかに所定の配備場所に参集して初期活動を行う。ただし、病気等により許可を受けた休暇中の者は参集を要しない。

(6) 避難所の長期開設時の体制

災害状況により、避難所が長期開設となる場合は、第2方面隊名簿より選定し追加配備を行う。

5 府現地災害対策本部との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合、市は速やかに連絡調整の窓口を設置し連携を図る。

第2 防災関係機関の組織動員配備体制

災害の規模に応じ災害対策本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を、迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

第3節 警戒活動

市及び防災関係機関は、淀川等、本市域における諸河川、水路及びため池の洪水による災害の発生に備え、警戒活動を行う。

[水防組織の基本的な受け持ち区域]

河川名	淀川右岸水防事務組合	高槻市
淀川	本市域全域	
芥川	(右岸) 淀川合流点から女瀬川合流点まで	(右岸) 女瀬川合流点から上流
	(左岸) 淀川合流点から阪急京都線まで	(左岸) 阪急京都線から上流
檜尾川	淀川合流点からJR東海道線まで	JR東海道線から上流
女瀬川		全流域
東檜尾川 西檜尾川 真如寺川 東山川 西山川		全流域

第1 気象観測情報の収集伝達

1 雨量

[資料編 資 64 頁他]

市域に設置された、雨量計により通報水位、警報水位に達した時は、市及び防災関係機関は、逐次相互に情報伝達をする。

夜間、休日時においては、自動電話応答装置により、予め指定された市職員への個別通知を実施する。

2 河川・水路、ため池の水位

[資料編 資 65 頁他]

市域に設置された河川・水路の水位計により通報水位、警報水位に達した時は、市及び防災関係機関は、逐次相互に情報伝達をする。

夜間、休日時においては、自動電話応答装置により、予め指定された市職員への個別通知を実施する。

大阪府水防計画による市域の防災重点ため池（B級 1 箇所・C級 15 箇所）の水位の情報収集に努め、防災関係機関に情報伝達を行う。

3 情報交換

水防管理者（市長）、淀川右岸水防事務組合、茨木土木事務所、北部農と緑の総合事務所及び高槻警察署は、常に連絡をとり、情報を共有する。

第2 洪水予報、水位到達情報、水防警報及び水防情報

1 洪水予報

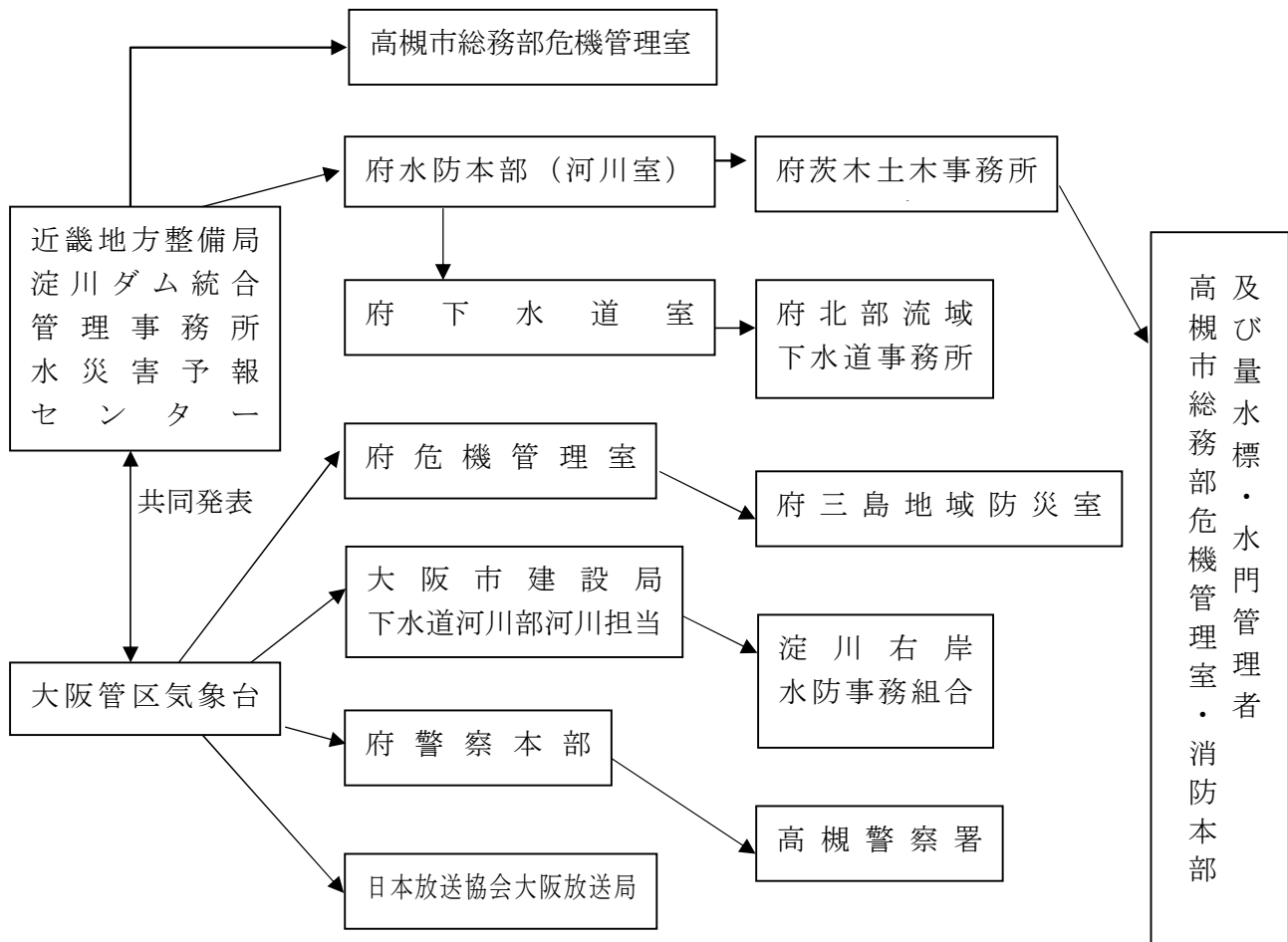
近畿地方整備局と大阪管区気象台は共同して淀川洪水予報実施要領に基づき洪水予報を、府と大阪管区気象台は共同して府知事指定河川洪水予報実施要領に基づき洪水予報を発表する。また、市は洪水時における避難勧告等の発令時には、必要に応じて近畿地方整備局や府に対し、河川の状況や今後の見通し等について確認を行う。

(1) 淀川洪水予報

淀川の洪水に関する予報は、淀川洪水予報実施要領に基づき、近畿地方整備局及び大阪管区気象台が共同で行う。

種 類	発 表 の 基 準
淀川氾濫注意情報 (洪水注意報)	枚方地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
淀川氾濫警戒情報 (洪水警報)	枚方地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
淀川氾濫危険情報 (洪水警報)	枚方地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。
淀川氾濫発生情報 (洪水警報)	淀川の洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。

淀川洪水予報等伝達系統図

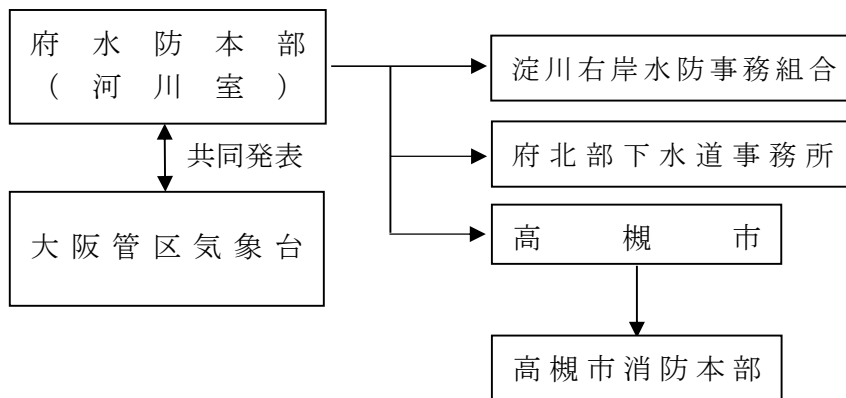


(2) 神崎川・安威川洪水予報

安威川の洪水に関する予報は、府知事指定河川洪水予報実施要領に基づき、府及び大阪管区气象台が共同で行う。

種類	発表の基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	千歳橋の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
氾濫警戒情報 (洪水警報)	千歳橋の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
氾濫危険情報 (洪水警報)	千歳橋の水位が氾濫危険水位に達したとき。
氾濫発生情報 (洪水警報)	安威川の洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。

神崎川・安威川洪水予報等伝達系統図



2 水位周知河川(芥川(芥川橋)、女瀬川(天堂橋)、檜尾川(檜尾川橋)、水無瀬川(水無瀬橋))

府知事が洪水予報以外の河川で、洪水により府民経済上、相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川であり、水位到達情報を発表する。

発表情報	発表の基準
氾濫警戒情報	対象量水標で避難判断水位に達した場合。
氾濫危険情報 (洪水特別警戒水位到達情報)	対象量水標で氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達した場合。
氾濫発生情報	水位周知区間で氾濫が発生した場合。

3 水位到達情報の伝達

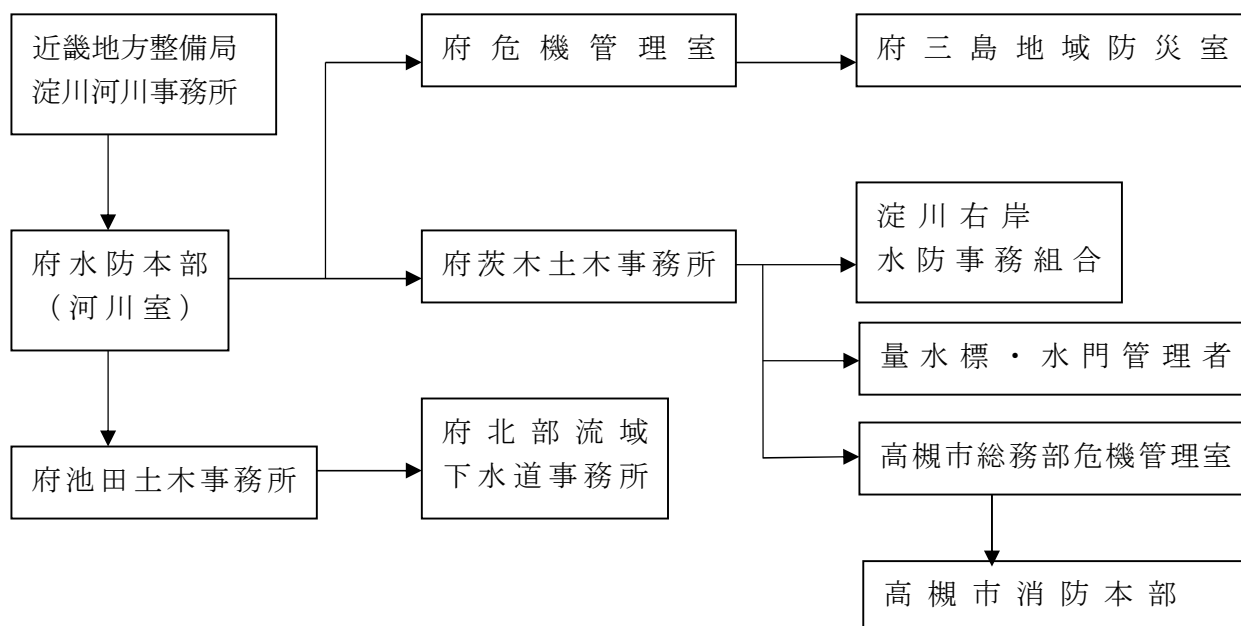
府知事は、水位周知河川(芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川)において、洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)、警戒水位(氾濫注意水位)を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、その旨を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

4 国土交通大臣が発表する水防警報（淀川）

淀川において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、淀川河川事務所長は、水防警報を発表し、府知事(水防本部長)に通知し、淀川右岸水防事務組合及び市に伝達する。

種 別	発 令 の 時 期
待 機	水防団待機水位（通報水位）を超したとき
準 備	氾濫注意水位（警戒水位）を超す3時間前
出 動	氾濫注意水位（警戒水位）を超す2時間前
解 除	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下になり、水防活動を必要としなくなったとき

国土交通大臣が発令する水防警報伝達系統図

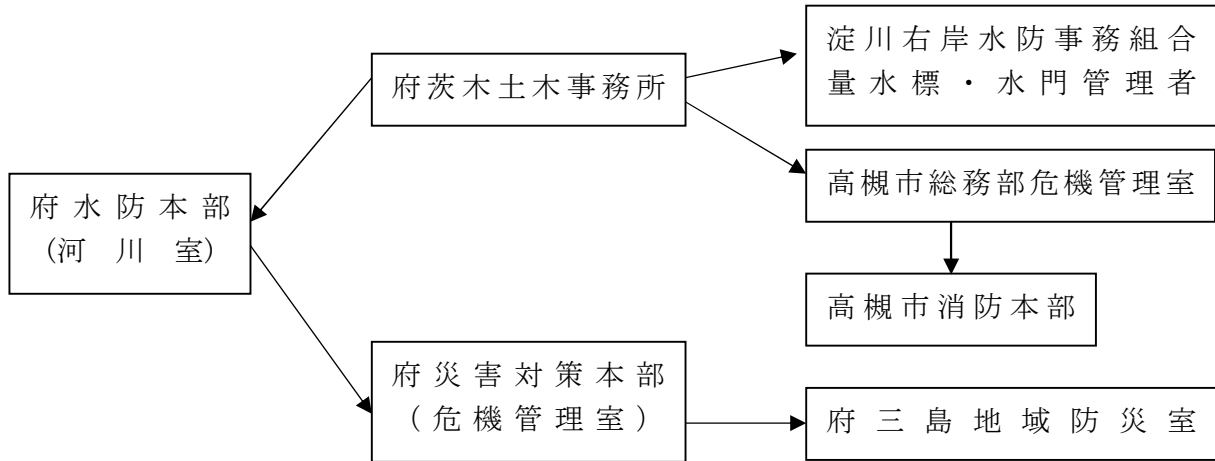


5 大阪府知事が発表する水防警報（芥川、女瀬川、檜尾川、水無瀬川）

府知事が指定する河川（芥川・女瀬川・檜尾川・水無瀬川）において、洪水が生じるおそれがあると認められる場合は、茨木土木事務所長は、直ちに水防警報を発し、水防管理者（市長）に通知するとともに、水防本部に通知する。

種 別	発 令 の 時 期
準 備	水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
出 動	氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。 氾濫注意水位（警戒水位）に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想されるとき
解 除	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下になり、水防活動を必要としなくなったとき
準備解除	水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき、又は、水防団待機水位（通報水位）を上回っている状況で大雨（洪水）注意報が解除されたとき

府知事が発令する水防警報伝達系統図



6 その他河川

その他の河川についても必要に応じて近畿地方整備局及び府に対し、河川の状況や今後の見通し等について確認を行う。

7 避難勧告等の発令及び判断基準（外水）

市は、河川管理者等から洪水予報、水位到達情報及び水防警報の発表並びに通知を受けた場合には、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」に基づき避難勧告等の発令を行う。

避難勧告等については、本編129頁（第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第9節「避難誘導」第1「避難勧告等の発令」）を参照。

【判断基準】

種 別	判 断 基 準
[警戒レベル3] 避難準備・高齢者等 避難開始	次のいずれかに該当する場合 ・水位観測所において、避難判断水位に到達し、かつ、引き続き水位の上昇が見込まれる場合 ・河川管理者より、氾濫警戒情報が発表された場合 ・避難情報の発令が必要となるような事象が、夜間から明け方に発生すると予測される場合
[警戒レベル4] 避難勧告	次のいずれかに該当する場合 ・水位観測所において、氾濫危険水位に到達した場合 ・河川管理者より、氾濫危険情報が発表された場合 ・異常な漏水、浸食により決壊のおそれが高まった場合
避難指示（緊急）	次に該当する場合 ・地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合 (氾濫危険水位を突破し、堤防からの越水・溢水のおそれや、漏水、浸食のおそれが極めて高まった場合など)
[警戒レベル5] 災害発生情報	次のいずれかに該当する場合 ・決壊や越水・溢水が発生した場合 ・河川管理者より、氾濫発生情報が発表された場合

※避難情報発令時には、気象状況や災害状況の変化に応じ判断基準を考慮するものとする。

【発令対象地域】

想定浸水深0.5m以上の地域及び河川浸食等を考慮し河川に隣接する住戸がある地域

8 ホットライン

市は、河川の水位状況については、河川管理者とのホットラインにより、また、気象状況については大阪管区気象台とのホットラインにより、迅速な情報共有に務めるものとする。

9 要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達

[資料編 資 114 頁他]

市は、河川管理者等から洪水予報、水位到達情報又は水防警報の発表及び通知を受けた場合、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難行動の確保を図る必要のある施設のうち、名称及び所在地を定めた施設に対して、洪水予報等を避難情報と合わせて直接伝達する。

第3 水防活動

水防管理団体である市及び淀川右岸水防事務組合は、市域において洪水等の災害の発生が予想される場合は、府、近畿地方整備局等と連携し、水防活動を実施する。

- (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに茨木土木事務所長に報告する。
 - ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
 - イ 堤防からの溢水状況
 - ウ 樋門の水漏れ
 - エ 橋梁等構造物の異常
 - オ たため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れ等
- (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
- (4) 樋門等の遅滞のない操作及び樋門等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。
- (5) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

第4 土砂災害警戒活動

1 警戒活動

市は、土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区、宅地造成工事規制区域等を対象に防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努めるとともに、消防団や地元自主防災組織等からの情報収集やドローンを活用した被害状況等の把握を行う。

また、土砂災害の発生が確認された場合やそのおそれが高まっていると判断される場合は、災害対策本部に報告するとともに、住民の避難誘導を行う。

2 斜面判定制度の活用

市及び府は、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

3 土砂災害警戒情報の伝達

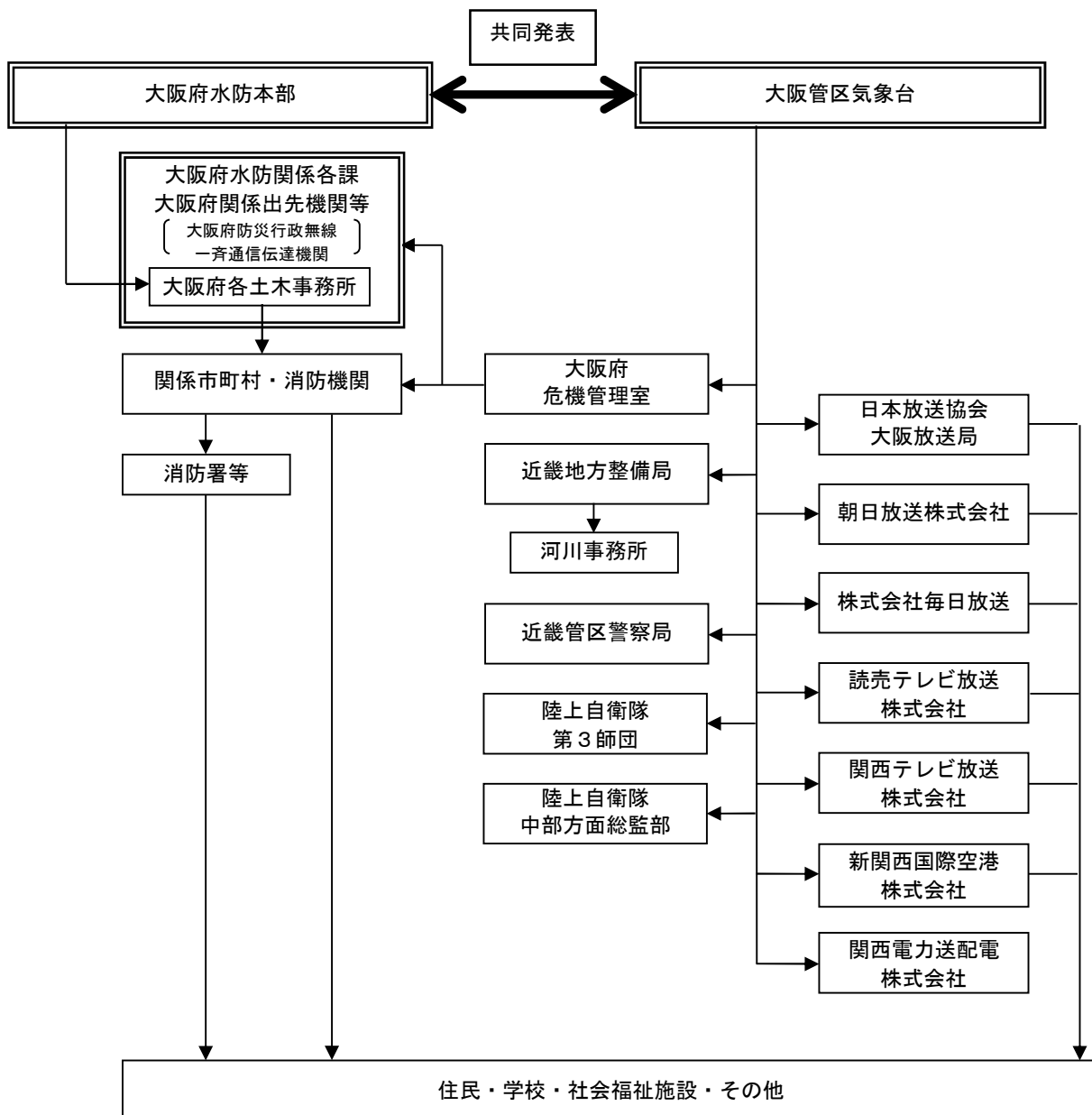
府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。

(1) 土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

(2) 災害警戒情報伝達系統図



4 避難勧告等の発令及び判断基準（土砂災害）

市は、府及び大阪管区气象台から発表される土砂災害警戒情報等の発表を受けた場合には、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」に基づき避難勧告等の発令を行う。

避難勧告等については、本編129頁（第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第9節「避難誘導」第1「避難勧告等の発令」）を参照。

また、「土砂災害警戒情報」については、本編227頁（第4編「風水害等応急対策及び復旧・復興対策」第1部「風水害等応急対策」第1章「災害警戒期の活動」第3節「警戒活動」第4「土砂災害警戒活動」3「土砂災害警戒情報の伝達」）を参照。

【判断基準】

種 別	判 断 基 準
[警戒レベル3] 避難準備・高齢者等 避難開始	次のいずれかに該当する場合 ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ土砂災害危険度情報のメッシュ情報において対象メッシュの一つでも危険度2に到達し、その後の降雨が継続すると判断する場合 ・避難情報の発令が必要となるような事象が、夜間から明け方に発生すると予測される場合
[警戒レベル4] 避難勧告	次のいずれかに該当する場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合（土砂災害危険度情報のメッシュ情報において対象メッシュの一つでも危険度3に到達し、その後の降雨が継続すると判断する場合） ・土砂災害の前兆現象の発生が確認された場合
避難指示（緊急）	次に該当する場合 ・地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合（土砂災害危険度情報のメッシュ情報において対象メッシュが危険度4に到達した場合）
[警戒レベル5] 災害発生情報	次に該当する場合 ・土砂災害が発生した場合

※避難情報発令時には、気象状況や災害状況の変化に応じ判断基準を考慮するものとする。

【発令対象地域】

土砂災害警戒区域の指定がある地域

5 要配慮者利用施設への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達

[資料編 資114頁他]

市は、府等から土砂災害警戒情報等の発表を受けた場合、土砂災害の警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設等で急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合に利用者の円滑かつ迅速な避難行動の確保を図る必要のある施設のうち、名称及び所在地を定めた施設に対して、土砂災害警戒情報等を避難情報と合わせて直接伝達する。

第5 住民への周知

市は、防災行政無線、ホームページ、広報車、ケーブルテレビ、SNS等を利用し、又は状況に応じて高槻市コミュニティ市民会議緊急連絡網等により、住民及び要配慮者利用施設の施設管理者等に対して、気象予警報や避難情報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。

周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、地域の団体、福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、要配慮者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

第6 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風その他の災害に備える。

1 ライフライン事業者

水道、下水道、電力、ガス、電気通信の各事業者は、気象情報の収集に努め、必要に応じて応急対策要員の確保、資機材の点検、整備、確保等、安全上必要な措置を講じる。

2 放送事業者

市域において放送事業（ケーブルテレビジョン）を行う事業者は、気象情報の収集に努め、防災関係機関と情報の交換等、相互連絡に努める。

3 交通施設管理者

高槻市営バス、鉄軌道（西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社）の各事業者は、気象情報の収集に努め、必要に応じて応急対策要員の確保、資機材の点検、整備、確保等、安全上必要な措置を講じるとともに、利用者の混乱を防止するための適切な措置を講じる。

また、定められた基準により、通行、運行の禁止、制限等の規制を行う。

4 道路管理者

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第13節「交通の安全確保」を準用するほか、以下のとおりとする。

[本編 138頁]

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

第7 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある、次のような異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく施設管理者、市長、警察官に通報する。

通報を受けた施設管理者又は警察官は、その旨を速やかに市長に、また、市長は必要に応じ大阪管区气象台、府及び関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

1 水害（河川、水路、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からの溢水、堤防の天端の亀裂又は沈下 など

2 土砂災害

(1) 土石流

山鳴り、降雨時の川の水位の低下、川の流れの濁り及び流木の混在 など

(2) 地すべり

地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し など

(3) がけ崩れ

わき水の濁り、がけの亀裂、小石の落下など

(4) 山地災害

わき水の量の変化（増加又は枯渇）、山の斜面を水が走る など

第4節 避難誘導

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第9節「避難誘導」を準用するほか、以下のとおりとする。

[本編 129頁]

市及び防災関係機関は、安全確保のため、相互に連携し、避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））の発令及び避難誘導等の必要な措置を講じる。

その際は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「災害時要援護者支援マニュアル」等に沿った避難支援に努める。

また、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

第1 避難勧告等の発令

市は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難勧告等を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

特に、土砂災害については、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

1 避難勧告等により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル1	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性） （気象庁が発表）	
警戒レベル2	・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨注意報・洪水注意報 （気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布（注意） ・土砂災害に関するメッシュ情報（注意）

警戒レベル3	<p>高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 	<p>避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂災害に関するメッシュ情報（警戒）
警戒レベル4	<p>全員避難</p> <p>○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 <p><市町村から避難指示（緊急）が発令された場合></p> <p>○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となり、緊急に避難する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。 	<p>避難勧告、避難指示（緊急） (市町村が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）※1
警戒レベル5	<p>災害発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。 	<p>災害発生情報 (市町村が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※2 ・（大雨特別警報（土砂災害））※2

注1 市は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

注2 市町村が発令する避難勧告等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注3 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）、府が提供す

る土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注4 ※1 土砂災害に関するメッシュ情報（極めて危険）については、現行では避難指示（緊急）の発令を判断するための情報であるが、今後、技術的な改善を進めた段階で、警戒レベルへの位置付けを改めて検討する。

注5 ※2 の大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市町村長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

2 実施者

(1) 避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報

ア 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示する。また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに府知事に報告する。さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・府知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・府知事は、避難勧告又は避難指示（緊急）の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難勧告、避難指示（緊急）の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。府知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。（災害対策基本法第60条）

イ 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

ウ 警察官、海上保安官は、市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったときは、避難のための立退きを指示する。（災害対策基本法第61条）

エ 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。（自衛隊法第94条）

オ 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示する。（水防法第29条）

カ 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するた

め特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを勧告・指示する。また、市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

(2) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令・伝達する。

第2 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 設定者

(1) 市長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)

知事は、市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市町村長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。(災害対策基本法第73条)

(2) 警察官又は海上保安官は、市町村長(権限の委任を受けた市町村の職員を含む。)が現場にいないとき、又は市町村長から要請があったときは警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)

(3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。(災害対策基本法第63条)

(4) 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。(水防法第21条)

〔 第 4 編 風水害等応急対策及び復旧・復興対策 〕

第 1 部 風水害等応急対策

第 2 章

災害発生後の活動

第1節 災害情報の収集伝達

市及び防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性などの観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達の手段の確保

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第2節「災害情報の収集伝達」第1「情報収集伝達手段の確保」を準用する。

[本編 111頁]

第2 情報収集の方法

1 気象情報の収集

市及び防災関係機関は、大阪管区気象台等から発せられる気象情報を迅速に収集する。

(1) 気象情報の流れ

大阪管区気象台は、気象業務法に基づき、気象現象等により災害発生のおそれがあると予想される場合は、注意報・警報等を発表し、大阪府等防災関係機関に通知する。

大阪府は、その注意報・警報等を大阪府防災行政無線等により市町村に伝達する。

- ① 大阪管区気象台の発表する気象予警報等
- ② 大阪管区気象台及び近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報
「第4編 第1部 第1章 第1節 気象予警報等の伝達」参照

(2) 市独自の気象情報収集

市域に設置された雨量計及び水位計など観測システムによる観測情報を速やかに収集し、所定の職員に伝達する。

2 被害情報の収集

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第2節「災害情報の収集伝達」第2「情報収集の方法」2「被害情報の収集」を準用するほか、風水害時の情報収集事項として、河川の状況、浸水の状況も災害情報として収集するものとする。
[本編 112頁]

3 災害情報の伝達

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第2節「災害情報の収集伝達」第2「情報収集の方法」4「災害情報の伝達」を準用する。
[本編 114頁]

第3 大阪府への報告

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第2節「災害情報の収集伝達」第3「大阪府への報告」を準用する。
[本編 114頁]

第2節 災害広報

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第3節「災害広報」を準用するほか、風水害による災害発生直後の広報として、①気象等の状況、②土砂災害（二次的災害）の危険性についても広報を実施する。また、台風接近時の広報として、台風についての情報や不要不急の外出抑制の呼びかけ、鉄道等の交通機関の運行情報等についても広報を実施する。

[本編 117 頁]

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第4節「広域応援等の要請・受入れ・支援」を準用する。

[本編 119 頁]

第4節 自衛隊（災害）派遣要請

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第5節「自衛隊（災害）派遣要請」を準用する。

[本編 121 頁]

第5節 消火・救助・救急活動

市は、府、他市等、府警察及び自衛隊と活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施する。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第1 市・消防本部

1 災害発生状況の把握

災害用高所監視カメラ、ドローンによる空撮、ヘリコプター映像受信装置、巡回等を通じて被災状況の早期把握に努め、防災関係機関への情報伝達に努める。

2 消火活動

初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

延焼動態から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

3 救助・救急活動

府警察及び防災関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

4 相互応援

被災時に市単独では十分に救助・救急活動が実施できない場合は、府、他市等などに応援を要請するとともに、災害の状況、地理などの情報を提供する。

第2 消防署・消防団の活動

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第7節「消火・救助・救急活動」第2「消防署・消防団の活動」に基づき活動する。

[本編 124頁]

第3 各機関による連絡会議の設置

市は、府、他市等、府警察及び自衛隊と相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう情報連絡を密に行うとともに、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るため必要に応じて被災地等に連絡調整所を設置する。

第4 自主防災組織等

自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。また、防災関係機関との連携に努める。

第5 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第6節 医療救護活動

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第8節「医療救護活動」を準用する。

[本編 127 頁]

第7節 交通規制・緊急輸送活動

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第11節「交通規制・緊急輸送活動」を準用する。

[本編 134 頁]

第8節 公共土木施設等・建築物応急対策

市及び防災関係機関は、洪水、土砂災害などによる被害拡大の防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 公共土木施設等（河川施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池等農業用施設、橋梁・道路施設など）

1 河川施設、ため池等農業用施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を現地指導班長、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
現地指導班長は、水防本部長その他必要な機関に連絡する。
- (2) 市長又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退を指示する。
- (3) 水防管理者、ため池等管理者、水防団長又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

2 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

- (1) 市及び施設管理者は、土砂災害により施設が被災した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置を取る。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- (4) 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、市は、防災関係機関等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

3 その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに大阪府に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第2 公共建築物

市は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第3 応急工事

施設管理者等は危険がなくなったあと、被害の程度に応じた応急工事により、施設の機能確保を図る。

第9節 ライフラインの確保

市及び防災関係機関は、災害により被害を受けたライフライン施設について速やかに復旧を進めるとともに、応急復旧による供給機能の維持、二次災害を防止するための措置を講じる。

第1 水道

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第2章「応急・復旧期の活動」第7節「ライフラインの確保」第1「水道」を準用する。

〔本編 155頁〕

第2 下水道

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第2章「応急・復旧期の活動」第7節「ライフラインの確保」第2「下水道」を準用する。

〔本編 155頁〕

第3 電力（関西電力送配電株式会社大阪支社大阪北電力本部高槻配電営業所）

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第2章「応急・復旧期の活動」第7節「ライフラインの確保」第3「電力」を準用する。

〔本編 156頁〕

第4 ガス（大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部）

1 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打ち合わせ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との連絡情報を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

2 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (4) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスの供給を再開する。

3 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏れ時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを防災関係機関、情報機関に伝達し、広報する。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社大阪支店）

1 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

(1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

(2) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

(3) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

2 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難地・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

3 設備の応急対策

(1) 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

(2) 必要と認めるときは、災害対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

(3) 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

4 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第10節 交通の確保

鉄軌道並びに道路施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

第1 交通の安全確保

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第1章「初動期の活動」第13節「交通の安全確保」を準用する。

[本編 138頁]

第2 交通の機能確保

1 障害物の除去

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第2章「応急・復旧期の活動」第8節「交通の機能確保」第1「障害物の除去」を準用する。

[本編 158頁]

2 各施設管理者における復旧

(1) 鉄軌道施設

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第2章「応急・復旧期の活動」第8節「交通の機能確保」第2「各施設管理者における復旧」1「鉄軌道施設」を準用する。

[本編 158頁]

(2) 道路施設

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第2章「応急・復旧期の活動」第8節「交通の機能確保」第2「各施設管理者における復旧」4「道路施設」を準用する。

[本編 160頁]

第11節 農林関係応急対策

市は、府及び防災関係機関と相互に協力し、農林業に関する応急対策を講ずる。

第1 農地等

市は、農地、施設及び農作物の被害状況を速やかに把握するとともに、農地被害の早期回復に向けた補助の確保に努める。

第2 山林等

市は、山林等の被害状況を速やかに把握するとともに、府による被害回復に向けた取組を支援する。

第3 農林業用施設

市や土地改良区等は、農林業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

1 市

市が管理する農道、林道、用排水路等農林業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、府の指導のもとに復旧作業に努める。また、それ以外の地域等が管理する農道、林道、用排水路等農林業用施設についても、被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ、補助事業の活用による早期復旧を促す。

2 土地改良区等

管理施設（ため池、農道、水路等）が損傷した場合は、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講ずる。

第12節 災害救助法の適用

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第2章「応急・復旧期の活動」第1節「災害救助法の適用」を準用する。

[本編 141 頁]

第13節 指定避難所及び指定緊急避難場所の開設・運営

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第2章「応急・復旧期の活動」第2節「指定避難所及び指定緊急避難場所の開設・運営」を準用する。

〔本編 142頁〕

第14節 緊急物資の供給

市及び防災関係機関は、家屋の浸水、損壊、流失等により水、食料、生活必需品等の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するように努める。

第1 給水活動

〔資料編 資90頁他〕

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第2章「応急・復旧期の活動」第3節「緊急物資の供給」第1「給水活動」を準用する。

〔本編 146頁〕

第2 食料・生活必需品の供給

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第2章「応急・復旧期の活動」第3節「緊急物資の供給」第2「食料・生活必需品の供給」を準用する。

〔本編 147頁〕

第15節 保健衛生活動

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第2章「応急・復旧期の活動」第4節「保健衛生活動」を準用する。

〔本編 148頁〕

第16節 避難行動要支援者への支援

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第2章「応急・復旧期の活動」第5節「避難行動要支援者への支援」を準用する。

〔本編 151頁〕

第17節 社会秩序の維持

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第2章「応急・復旧期の活動」第6節「社会秩序の維持」を準用する。

〔本編 153頁〕

第18節 住宅の応急確保

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第2章「応急・復旧期の活動」第10節「住宅の応急確保」を準用する。

〔本編 162頁〕

第19節 応急教育等

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第2章「応急・復旧期の活動」第11節「応急教育等」を準用する。

〔本編 164頁〕

第20節 廃棄物の処理

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第2章「応急・復旧期の活動」第12節「廃棄物の処理」を準用する。

〔本編 166頁〕

第21節 遺体対策

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第2章「応急・復旧期の活動」第13節「遺体対策」を準用する。

[本編 168頁]

第22節 自発的支援の受入れ

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第1部「地震災害応急対策」第2章「応急・復旧期の活動」第14節「自発的支援の受入れ」を準用する。

[本編 170頁]

〔 第 4 編 風水害等応急対策及び復旧・復興対策 〕

第 1 部 風水害等応急対策

第 3 章

その他災害応急対策

第1節 林野火災等応急対策

市及び防災関係機関は、林野等において火災が発生するおそれがある場合は、火災警戒活動を実施する。大規模な林野等における火災が発生した場合には、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火活動等を実施する。

第1 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、府知事に通報し、府知事は、市町村長に伝達する。

通報基準は大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発令基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予測している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

2 火災警報

市長は、府知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要により火災警報を発令するとともに、関係機関及び住民に周知する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、高槻市火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

第2 林野火災

林野における大規模な火災が発生した場合には、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し人家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

1 火災通報等

災害の規模等が府の定める通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、府に即報を行う。その後、1時間ごとに状況を通報する。

- (1) 焼損面積 5ha 以上と推定される場合
- (2) 覚知後 3 時間を経過しても鎮火できない場合
- (3) 空中消火を要請する場合
- (4) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い場合

2 活動体制

- (1) 林野火災の規模に応じた本部体制をとり、火災防御活動を行う。

① 現地指揮本部の設置

ア 林野火災発生の通報があった場合、直ちに現地指揮本部を設置し、府、警察等関係機関と連携協力して、火災防御活動を行う。

イ 火災が拡大し、高槻市単独では十分に対処できないと判断するときは、応援協定等に基づく隣接市町等への応援出動の要請を行う。

② 市林野火災対策本部の設置

ア 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成

イ 警戒区域、交通規制区域の指定

ウ 空中消火の要請又は府知事への依頼

エ 府知事に対する広域航空消防応援又は自衛隊派遣要請の依頼

オ 受入れ準備

(2) 他機関との連絡調整

市は、府、他市町村、府警察、近畿中国森林管理局及び自衛隊と、相互に連携した消火活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図る。

第2節 高層建築物、地下街災害応急対策

市及び防災関係機関は、高層建築物等の災害に対処するため、それぞれの態様に応じた警防計画に基づき、次の各種対策を実施する。

第1 市・消防本部

ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。
なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

1 ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定
範囲は、地下街にあっては、原則として、当該地下街全体及びガス漏れ場所から半径100m以上の地上部分に設定する。
- (4) 避難誘導
避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、府警察等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。
- (5) 救助・救急
負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに医療機関等と連携した負傷者の救護処置及び搬送措置を行う。
- (6) ガスの供給遮断
 - ① ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部が行う。
 - ② 大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部に連絡する。

2 火災等

- (1) 現場指揮本部を設置し、救助活動体制の早期確立と出動部隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の選定
- (4) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

3 その他

府警察、その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明等所要の措置をとる。

第2 大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー北東部導管部

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

- 1 緊急の場合には、特定の地下街に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等により、ガスの供給を停止する。
- 2 遮断後のガスの供給再開にあたっては、消防機関の現場最高指揮者に連絡のうえ行う。

第3節 危険物等災害応急対策

市及び防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限に留め、周辺住民に対する危害防止を図る。

第1 危険物災害応急対策

1 市・消防本部

- (1) 災害の状況を把握すべく関係機関との連絡調整を図るとともに、危険物の安全管理、危険物施設の応急措置、使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
 - ① 災害の拡大を防止するための施設・設備の整備及び緊急措置要領の確立
 - ② 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立
 - ③ 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動の確立
- (3) 危険物施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消火、延焼の阻止、負傷者等の救出・救護、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- (4) 防衛活動
 - ① 現場到着と同時に危険物の数量・種類・所在・燃焼状況を迅速にみきわめ、関係者と連絡をとって状況判断の正確を期す。
 - ② 危険物に対する消火方法は、その燃焼状況と性状に適應する消火に留意し、消火薬剤・土砂等の緊急手配を考慮して計画的に消火に努める。
 - ③ 有毒ガスの発生に留意し、空気呼吸器、防毒マスク等を装着し、風向、風速発散方向及びガスの濃度にも留意し、住民の避難誘導を考慮する。
 - ④ 注水により爆発、延焼拡大のおそれのある危険物には、粉末消火装置、炭酸ガス消火装置等の使用又は油吸着剤や乾燥砂を用いる。
 - ⑤ 未燃焼の危険物の搬出を図り、延焼阻止、冷却注水を重点的に行う。
 - ⑥ 大規模な油類タンクの場合は、底部からの排出を図り、減量して制圧する。
 - ⑦ 爆発による危険防止に留意し、輻射熱による火傷を防ぐ。
 - ⑧ 爆発、飛散等による飛火警戒に留意する。
 - ⑨ 防油堤、配管結合部からの油脂類の流出を土砂築堤などによって防止し、泡消火を図る。
 - ⑩ 泡消火を実施する場合は、完全に制圧できる薬剤を確保して、計画的消火を図るものとし、泡の流出しない条件を形成し、注水を避ける。
 - ⑪ 建物自体が燃焼し、又は未燃焼建物に延焼危険がある場合の防衛活動は、建物火災に準ずる。
- (5) 消防部隊の運用
 - ① 部隊の運用は、危険物の貯蔵取扱状況、規模の大小、管理の実態、その危険性（爆発性、有毒ガス発生、引火性）等と周辺の消防事象とを判断して化学消火を図る。
 - ② 消火薬剤等の緊急輸送、消防警戒区域の設定等の要員手配、部隊の増強手配等を図る。

第2 高圧ガス・火薬類・毒物劇物災害応急対策

1 市・消防本部

- (1) 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出・救護、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。
- (2) 防御活動
 - ① 高圧ガスのなかでも塩素ガス等の有毒ガス関連施設の火災現場においては、ガスの濃度、風向、風速に留意して人命の保護を優先し、広報活動、避難誘導を図らなければならない。
 - ② 消防隊は、現場到着と同時に指揮本部を設置し関係者と連絡をとり、実態の把握に努め有毒ガスの発生する現場においては、空気呼吸器・防護服等の有効な使用を図る。
 - ③ 充てん所、製造所等の大規模火災に際しては災害現場に市対策本部を設置し、統制ある防御活動を期する。
 - ④ 火災現場の状況により、未燃焼容器の移動搬出が可能な場合は、未燃焼容器を安全な場所に移し、既に誘爆、連続爆発を起こし、火勢が拡大している場合は、隊員の危害防止に留意し、延焼阻止を主にして冷却注水を行う。
 - ⑤ 空気より比重が重い可燃性ガスは、低く流れて拡大し、地表近くに停滞し、空気と混合し爆発範囲の混合ガスを形成する事例が多いので、消火後のガス噴出と周辺の状態を考慮して消火の要否を決定し、適正な消防活動を図る。
 - ⑥ 毒物劇物の貯蔵取扱施設における火災防御に際しては、専門家の立ち会いを求めてその数量・種類・危険性を早期に把握し、隊員及び関係者並びに付近住民の人命保護を図る。

第4節 放射線災害応急対策

市は、放射性物質を取り扱う事業所、施設及び輸送事業所（以下この節において「事業所等」という。）における災害及び放射性物質輸送時の災害等から住民の生命、身体及び財産を保護するため、市及び事業所等の役割を明確にするとともに、十分連携をとり、放射線災害の応急対策に万全を期するため必要な事項について定める。

第1 災害状況の報告

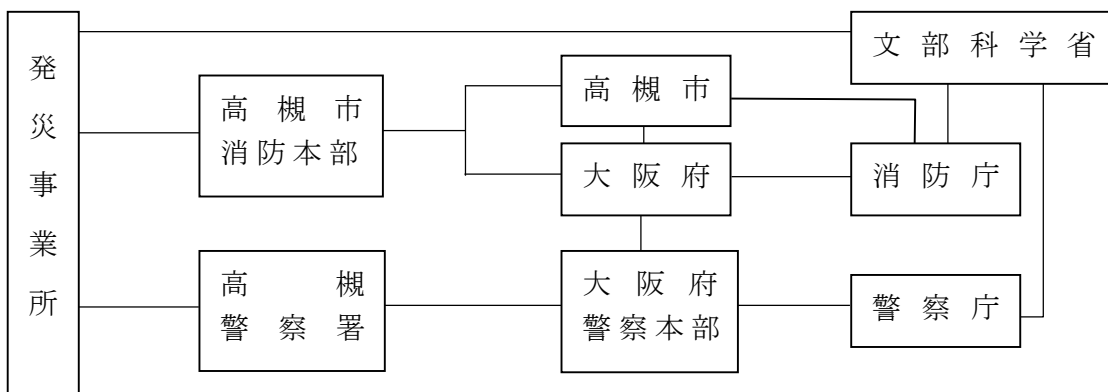
事業所等は、事故及び災害が発生したときは速やかに下記の事項を市等の関係機関に報告する。

- 1 事故又は災害発生の時刻
- 2 事故又は災害発生の場所
- 3 事故又は災害の種別
- 4 事故又は災害の範囲
- 5 事故又は災害の程度
- 6 汚染状況

第2 災害時の連絡体制

市及び事業所等は、放射線災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は直ちに下記の連絡体制がとれるよう緊急時の連絡体制を確立しておく。

連絡体制



第3 広報

市は、事業所等の通報により、大規模な放射線災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知り得た場合、直ちに防災行政無線、広報車等を活用し広報を実施するほか、報道機関に対し広報を要請する。

第4 住民の避難等及び立入制限

市は、放射性物質による汚染状況調査等により、必要に応じ第4編「風水害等応急対策及び復旧・復興対策」第1部「風水害等応急対策」第1章「災害警戒期の活動」第4節「避難誘導」を準用し、危険地域の住民に対し退避、又は、避難等の指示を行い、警察等の協力を得て立入制限・交通規制等を実施する。

第5 災害時における消防活動

1 放射性物質を取り扱う事業所及び輸送責任者等

放射性物質を取り扱う事業所及び放射性物質の輸送時における輸送責任者等は、災害が発生し又は発生のおそれのある場合は消火等を行うなど被害の軽減に努める。

2 消防本部

(1) 消防活動の基本

① 放射性物質の漏洩等による被ばく及び汚染のおそれがある場合は、放射線施設責任者及び輸送責任者等の協力を得て消防活動を実施する。

ただし、放射性物質の漏洩等のないことが確認された場合は、通常災害と同様に対応する。

② 消防隊員等は防護服、空気呼吸器等の着装を行い、できるだけ身体の露出部分を少なくするものとする。

(2) 放射線危険区域等の設定

① 防衛活動に先だって測定器による放射線量の測定を行い、測定結果に基づき放射線危険区域の設定を行う。

② 放射線危険区域の設定にあたっては、関係機関等と協議のうえ、活動区域を勘案して行い、消防警戒区域として立ち入りを制限するものとする。

(3) 消防隊員等の安全確保

① 救出活動等を行う場合の消防隊員等は、放射線粉塵等が体表面及び粘膜等に触れないよう防護措置を行うものとする。

② 消防活動に従事する消防隊員等は、個人警報線量計等測定器を携行するものとし、被ばく線量限度は、原則10mSv※以下、人命救助等やむをえない場合であっても100mSvを越えないこととする。

※：シーベルト (Sv)

人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。

ミリシーベルト (mSv) は 10^{-3} Sv。

(4) 汚染検査等

① 放射性物質による汚染のおそれのある場合及び放射線管理区域等で活動した消防隊員等は汚染検査を実施する。

② 汚染検査で汚染が確認された場合は、汚染の除去措置をとるとともに、医師の診断を受ける。

(5) 救急搬送病院の選定

放射性物質による汚染者の搬送先医療機関は次のとおり。

① 大阪府三島救命救急センター

② 大阪府立急性期・総合医療センター

③ 独立行政法人国立病院機構 大阪医療センター

(6) 放射線災害を覚知したときは、速やかに関係機関に必要な連絡をしなければならない。

- ① 高槻警察署
- ② 大阪府政策企画部危機管理室
- ③ 文部科学省 科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室
- ④ その他関係機関等

(7) その他

消防活動の詳細については、消防本部が別に定める「放射性物質災害における警備活動マニュアル」に基づき実施する。

第6 その他

他市等及び他府県に立地する原子力事業所施設等において、異常な事象等が発生した場合は、関係自治体等からの情報収集に努めるとともに、必要に応じ本節を適用する。

第5節 その他災害応急対策

高槻市地域防災計画においては、地震、風水害に加え、大規模事故等を想定し、その応急対策を迅速かつ的確に講じることができるように定めているが、その他にも自動車の大規模な事故、旅客列車の衝突転覆、トンネルの崩落等の事故や、大都市圏特有の不測の事故が発生するおそれがある。

このような場合においても、防災関係機関は災害の態様に応じて「地震災害応急対策・復旧対策」、「風水害等応急対策・復旧対策」を準用し、相互に連携して、被害情報の収集・伝達、避難誘導、災害広報、消火・救助・救急・医療活動、被害の拡大防止対策、広域応援等の応急対策を講じる。

第6節 災害対策本部の設置

市は、前述の第1節から第5節に掲げる災害が大規模で発生し、又は発生するおそれがある場合は、第4編「風水害等応急対策及び復旧・復興対策」第1部「風水害等応急対策」第1章「災害警戒期の活動」第2節「組織動員」第1「市の組織動員配備体制」3「災害対策本部の設置」を準用し、速やかに災害対策本部を設置する。

また、これらの災害が、政府において武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定が行われ、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置すべき地方公共団体の指定があった場合は、高槻市国民保護計画に定める体制に移行する。

〔本編 218頁〕

〔 第 4 編 風水害等応急対策及び復旧・復興対策 〕

第 2 部 災害復旧・復興対策

第 1 章

生活の安定

第1節 復旧事業の推進

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第2部「災害復旧・復興対策」第1章「生活の安定」第1節「復旧事業の推進」を準用する。

[本編 177 頁]

第2節 被災者の生活確保

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第2部「災害復旧・復興対策」第1章「生活の安定」第2節「被災者の生活確保」を準用する。

[本編 178 頁]

第3節 中小企業の復興支援

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第2部「災害復旧・復興対策」第1章「生活の安定」第3節「中小企業の復興支援」を準用する。

[本編 184 頁]

第4節 農林関係者の復興支援

第3編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第2部「災害復旧・復興対策」第1章「生活の安定」第4節「農林関係者の復興支援」を準用する。

[本編 184 頁]

〔 第 4 編 風水害等応急対策及び復旧・復興対策 〕

第 2 部 災害復旧・復興対策

第 2 章

復興の基本方針

復興の基本方針

第 3 編「地震災害応急対策及び復旧・復興対策」第 2 部「災害復旧・復興対策」第 2 章「復興の基本方針」を準用する。

[本編 187 頁]

高槻市地域防災計画

平成10年3月 修正

平成13年2月 修正

平成16年3月 修正

平成21年3月 修正

平成24年3月 修正

平成27年2月 修正

平成30年2月 修正

令和 3年2月 修正

(令和 3年4月1日施行)

発 行	高槻市防災会議
編 集	高槻市総務部危機管理室
	〒569-0067
	高槻市桃園町2-1
電 話	072-674-7314
F A X	072-675-8184